

生駒市建設工事総合評価落札方式実施ガイドライン

第1 本ガイドライン策定の趣旨

一般競争入札の拡大により、価格競争の激化に伴う公共工事の品質低下が懸念されるなか、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行されました。同法第3条の基本理念には「公共工事の品質は、建設工事の特性から、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と示されており、地方自治法施行令第167条の10の2第1項には、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。」と規定されています。そして、これらを具体化するものが「総合評価落札方式」（以下「総合評価」という。）になります。しかし、地方自治体における総合評価本格導入率は、平成24年9月時点で都道府県約6割、指定都市約5割、市区町村では1割程度に止まっており、平成23年度と比べても横ばい状態となっています。特に市区町村において導入が進まない要因は、価格競争に比べ事務が複雑で落札決定に相当な期間（価格競争の2～3倍の期間）を要すること。一般的な建設工事において企業の技術力の差異を計数的に評価することが困難であること。総合評価の特徴である「逆転現象（総合評価においては、評価値が最も高い者が落札者となるため、最低の価格を提示した者が必ずしも落札者にはならない。）」が発生した場合、その価格差と品質の差について合理的な説明が困難であること。などの問題点が指摘されています。しかしながら総合評価が、発注者として品確法の基本理念を遵守し、公共工事におけるより良い品質の確保のための契約を実現するための努力義務事項として位置づけられているなかで、生駒市にとって最も有利な契約の締結を実現するための総合評価を実施するにあたり、基本的な事項について定める必要性があると思われれます。

本ガイドラインは、生駒市が発注する建設工事を総合評価により契約する場合の基本的な考え方を示すことで、事業担当課及び入札執行課が「品確法」の基本理念に基づき発注者としての責務を果たす一助となることを期待するものです。なお、実施方針や評価方法等については、各方面からのご意見も参考とし、また関係法令等の改正

にあわせて改正することとします。

第2 総合評価試行結果の検証

生駒市では平成19年度から平成25年度まで、簡易型（8件）及び特別簡易型（5件）を用いた13件の試行を行いました。その結果は一般競争入札に比べ、工事成績評価結果は平均で4.0点上回りますが、平均落札率は約3.6%高くなり、入札参加者数は4割近く減少する結果になっています。

監督職員へのヒアリングでは、第1で示した総合評価そのものが抱える問題点を指摘する声が多く、積極的に導入するべきであるとの声はありません。試行結果を個々にみると、「簡易型」のほうが「特別簡易型」よりも優れているという評価を受けています。理由は、入札参加企業に対し施工計画に関する技術提案を求める「簡易型」は、企業の施工実績等のみで評価する「特別簡易型」に比べると、真に意欲のある者の参加が見込めること。工事施工において技術提案内容の履行が確保できるということにあります。また「特別簡易型」は落札者が特定される傾向があるのでは、という指摘もされています。

第3 総合評価の種類

- 1 簡易型：特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績等を評価項目とする。技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事に適用される。
- 2 特別簡易型：施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の施工実績や工事成績等の定量化された内容を評価項目とする。技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に適用される。
- 3 その他の総合評価
 - （1）高度技術提案型：ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等を評価項目とする。技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される。
 - （2）標準型：環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等を評価項目とする。技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等の標準的な技術提

案を求めることが適当な工事に適用される。

第4 実施方針

1 生駒市が実施する総合評価の種類

生駒市では、「簡易型」・「特別簡易型」のうち原則として「簡易型」を用いるものとする。

【簡易型・特別簡易型の評価項目比較】

技術提案の内容	簡易型	特別簡易型
施工計画の評価	●	×
施工実績等の評価	●	●

※ 「高度技術提案型」・「標準型」を用いようとする場合は、その都度別に運用基準を定めるものとする。

2 総合評価の対象となる工事

総合評価の対象となる工事は次のいずれかに該当する工事とするが、試行結果の検証も踏まえ、総合評価を実施することが価格競争に比べ著しく有利であると判断される工事のみに適用すること。

- (1) 施工計画の差異により、工事目的物の性能・機能に著しい差が生じると判断される工事
- (2) 施工計画の差異により、安全対策や環境の維持等の対策に著しい差が生じると判断される工事
- (3) その他、発注者が総合評価を行うことが適当であると認める工事

第5 評価方法

1 施工計画の評価

対象工事の特性に応じて、表-1の中から一つ以上の項目について審査し評価すること。

表-1

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容
施工計画	工程管理	工事実施手順の妥当性、各工程の工期設定の適切性
	品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性
	安全管理	現地条件を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性
	施工管理	施工上留意すべき事項の適切性

2 施工実績等の評価

表-2に評価項目・評価基準の例を示すが、対象工事の特性に応じ、また学識経験者の意見を踏まえ、削除・追加等の変更も可とする。

表-2

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容
企業の施工実績等	企業の施工実績	工事成績評定結果
		表彰（優良工事表彰等）の有無
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組	ISO 認証取得等の有無
	配置予定技術者の実績	公共機関発注工事の監理技術者又は主任技術者として完成・引渡の実績
		表彰（優良技術者表彰等）の有無
		工事成績評定結果
	配置予定技術者の能力	工事の特性に応じた保有資格の有無
		継続教育（CPD）の単位取得状況
	地域精通度	本店の所在地や生駒市内での施工実績の有無

3 評価値の算出方法

評価値＝{技術評価点（標準点＋加算点）}÷入札価格

標準点＝100点とする。

加算点＝施工計画の採点結果の合計点＋企業の施工実績等の採点結果の合計点

4 落札者決定基準の作成

落札者決定基準には、技術提案書（施工計画及び企業の施工実績等）の評価（審査）項目、評価（審査）内容、評価（審査）基準、配点その他の特記事項を明記すること。簡易型においては、施工計画と企業の施工実績等の配点割合を概ね2：1～1：1になるように設定すること。

その他技術提案書及びその評価に係る詳細については、学識経験者として本市の総合評価全般をサポートする奈良県の総合評価担当と十分に調整したうえで作成すること。

第6 評価結果及び技術提案書の取り扱い

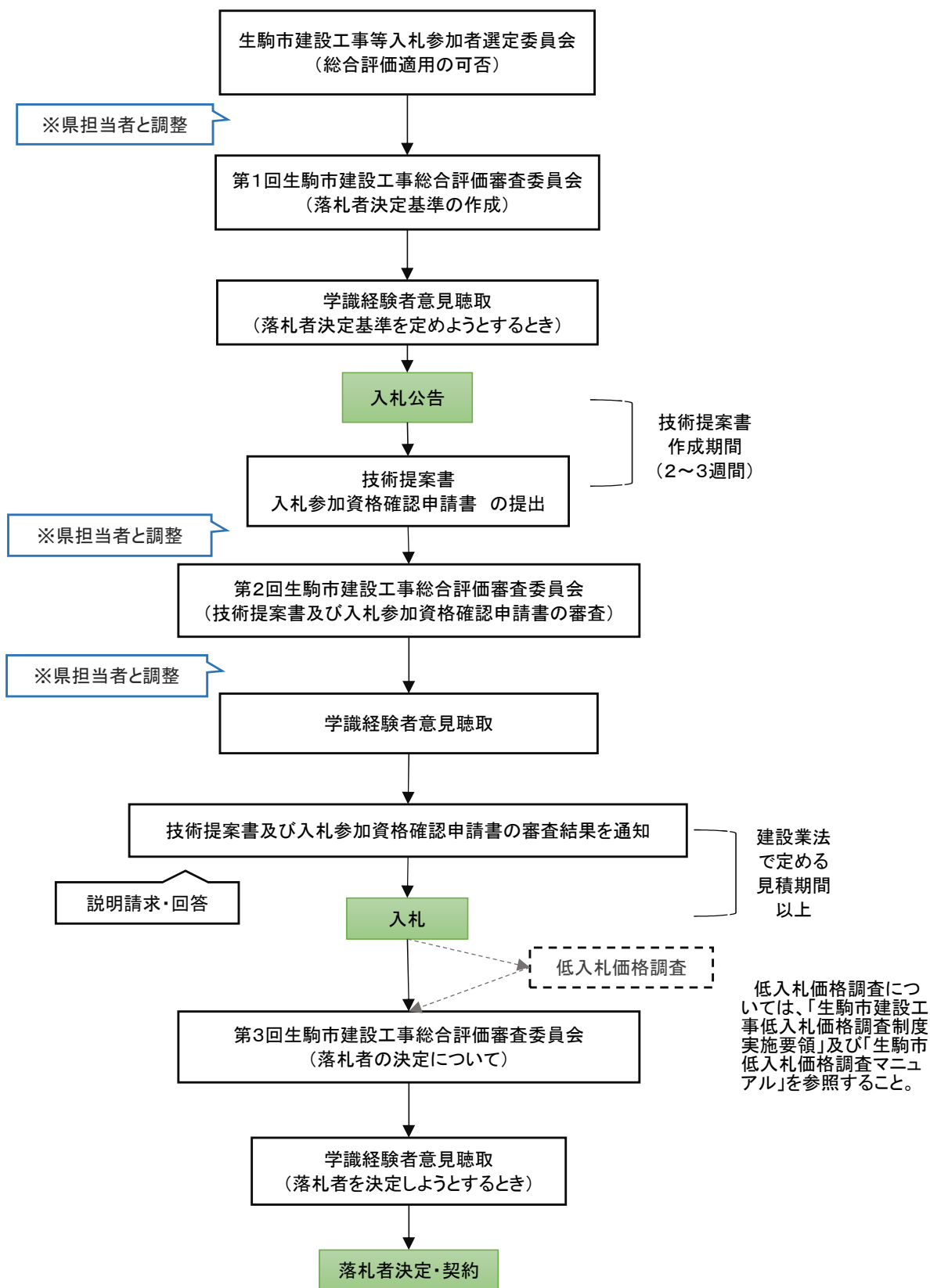
評価結果は入札情報公開システムを用いて技術評価点及び評価値を示すものとする。評価結果の詳細及び技術提案書の内容に関する問い合わせについては、入札参加企業からの求めがある場合に限り、当該企業の各評価項目における採点結果のみを閲覧に供するものとする。また技術提案書の返却は行なわない。

第7 別紙に総合評価（簡易型）の標準的な手順を示す。

附則

このガイドラインは、平成26年6月1日から施行する。

総合評価(簡易型)の標準的な手順



※ 県担当者との調整は、学識経験者意見聴取の日程調整及び落札者決定基準・技術提案内容の評価(審査)内容等、総合評価全般に関し他発注機関との整合を図るために必要に応じて行う。